

理 由 書（原案）

本地区は、邑楽町都市計画マスタープランにおいて、生活拠点として位置づけられており、令和３年５月１日に、まちのまとまりを形成、既存の地域コミュニティの維持を目的として、地区計画を定めた地区である。

施行から３年が経過した現在、本地区において、保育園や放課後児童クラブなどの福祉施設や生活利便施設の需要が増加しているが、現在の地区整備計画においてはこれらの施設の建築が制限されている。

そのため、建築に関する制限等の見直しを図り、地域に必要な施設の立地を促進するものである。